

生産行程管理業務規程

平成 30 年 8 月 3 日

1 作成者

住所：タイ王国 ウッタラディット県 53110 ナムパート郡フアイムン地区 2 丁目
111/40 番地

名称：ウィサーハギットシュムション プーパリット サップロット フアイムン
クロップウォンジョーン

代表者（管理人）の氏名及び役職：共同体リーダー
ティダーラット ソイチャンダー

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（パイナップル）

3 農林水産物等の名称

名称：フアイムン・パイナップル、フアイモン・パイナップル、パイナップル・フアイ
ムン、パイナップル・フアイモン、สับปะรดห้วยมุ่น、Pineapple Huaymun

4 明細書の変更

ウィサーハギットシュムション プーパリット サップロット フアイムン クロ
ップウォンジョーン（以下「生産者団体」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を
受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）品種

生産者団体は、生産者が指定地域内にて栽培するパイナップルがすべて生産地域内
で育成・栽培された種の株分けによるものであることを生産者からの聞き取り調査を
行って確認する。

（2）出荷規格

パイナップルの選果は、各生産者の個選による。ただし、生産者は、生産者団体に
検査用サンプルとして、生産面積に応じた数の検査用サンプル果実を提出する。生産
者団体は、サンプル果実を用いて、Brix 糖度の確認項目を含む、項目についての検査
を行い、生産者の産品が、生産者団体の基準を満たしていることを確認する。

（3）臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合
には、生産者団体は臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

- （1）パイナップルが明細書に従って生産されていないとき、あるいは、生産されたパイ
ナップルの品質に問題があることが生産者団体主導の下で行われた検査によって判
明したとき、生産者団体は当該産品の生産者に是正を促す警告を行うとともに、基

準を満たさない產品に、登録標章（GI マーク）（以下「登録標章」という。）を付して「ファイムン・パイナップル」として販売することを禁止する。

- (2) 上記警告・指導にも関わらず、生産者が従わない場合は、生産者団体は、その生産者を生産者団体から除名することができるものとする。
- (3) 生産者団体は、年に 1 回以上、構成員である生産者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・栽培方法・収穫・加工に関する各規準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確保のために必要な措置

- (1) 生産者団体は、上記 5 に記載の出荷規格基準を満たした最終製品についてのみ、地理的表示である「ファイムン・パイナップル」および登録標章が使用されているかを確認する。この際、出荷用の包装容器についても地理的表示である「ファイムン・パイナップル」及び登録標章が使用されているかについて、確認を行う。
- (2) (1) の確認において、以下のパイナップルがないか、についても確認する。
 - ア 明細書に記載の生産方法の各規準を満たしていないものであるにもかかわらず、地理的表示である「ファイムン・パイナップル」が使用されているパイナップル
 - イ 登録標章のみが使用されているパイナップル
 - ウ 地理的表示である「ファイムン・パイナップル」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されているパイナップル
- (3) 生産者団体は、日本へ輸出されるパイナップルへの地理的表示・登録標章の使用について、生産者に対して指導を行い、地理的表示および登録標章が、パイナップルおよびその包装容器に適正に付されているか否かを確認する。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

- (1) 生産者団体は、日本向けの「ファイムン・パイナップル」について、上記 7 の確認を行う際に、以下の場合に該当するものを確認したときは、当該表示を行った生産業者に対して、警告を発し、是正を求める。当該表示を許諾せず、当該產品を「ファイムン・パイナップル」として販売することを禁止する。もし、生産業者が従わない場合は、生産者団体は、その生産業者を生産者団体から除名することができるものとする。
 - ア 明細書で示されている基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「ファイムン・パイナップル」又は登録標章が使用されている場合
 - イ 登録標章のみ使用されている場合
 - ウ 地理的表示又は登録標章と類似の表示又は標章が付されている場合
- (2) 生産者団体は、地理的表示等の使用について、6(3)に記載の講習会の際、あるいは各生産者団体を巡回した際に構成員である生産業者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

生産者団体は、上記 6 及び 8 に関して、「ファイムン・パイナップル」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はおそれがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

生産者団体は、次の資料をその作成日又は取得日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 生産行程管理業務の対応実績が判る資料として、以下の資料
 - ア ファイムン・パイナップルの産品検査チェックリスト
 - イ ファイムン・パイナップル成分検査結果報告書
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び生産者団体が行った指導等に係る資料

11 連絡先

